

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	東ティモール民主共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 と東ティモール民主共和国政府 との間の交換公文	東ティモールの経済の構造改善努力推進及び債務問 題を含む東ティモールの経済困難緩和に寄与するため 、同政府の関係を生産物及び役務を購入 するためにの資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H15.3.7 デイレリで (同日)	日本側 和田明範在東ティ モール大使館参事官 モール大側 ヲリアス・ ベダレーナ・フリタス・ ボアサイダ計画・財務大 臣	H16.2.10 49号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

東ティモールとの無償資金協力取極一覧